

トピックス

○令和6年実績

- ① 高校及び中学校にて薬物乱用防止教室・非行防止教室を行いました。
- ② 令和6年11月、北海道警察函館方面本部との少年の立ち直り支援に関する協定が、北海道警察本部と札幌矯正管区における北海道全域を対象とした少年の立ち直り支援に関する包括協定に移行しました。
- ③ 保護観察所にて交通講習を行いました。当日は、運転態度に関する心理検査の説明や運転シミュレーター体験を実施しました。
- ④ いじめ対応における援助要請に焦点を当てた支援の在り方をテーマに、関係機関の方々にお集まりいただき、地域援助推進協議会を実施しました。



○少年法が改正されました！！

令和4年4月1日から少年法が改正されました。

この日から、これまで未成年とされていた18歳、19歳の少年が民法上、成人として取り扱われることになりました。これに伴い、少年法上においては、18歳、19歳の少年を

「特定少年」として取り扱うことになっています。

詳しくは法務省ホームページ等をご確認ください。



↑ 法務省ホームページ